

1 支援範囲

高野山大学(以下「本学」という。)が行う支援の範囲は、「高野山大学における障害のある学生等の支援に関する規程」に従い、本学に在籍する障害のある学生等(以下、障害のある在学学生を「学生」、障害のある入学を志願する者を「志願者」とします。)に対し障害を理由とする差別を行わず、他の在学学生又は他の志願者との均衡を失しない範囲で必要とされるものとし、本学における合理的配慮を含む支援の範囲は、入学試験に関する事項、入学から卒業までの修学及び進路・就職等に関する次の事項とします。

- (1) 入学試験に関する支援
- (2) 授業に関する支援
- (3) 学内試験に関する支援
- (4) キャリア支援
- (5) その他必要と思われる支援

2 支援体制

学生部協議会を中心として、授業担当教員、アドバイザー教員、カウンセラー、学生サポート係が緊密に連携し、障害のある学生等への支援を行います。

また、障害のある学生等の支援に関する総合窓口を学生サポート係に設け、障害のある学生等の入学前相談、具体的な支援・相談対応、学生生活環境整備及び、教職員や関係部署並びに支援者間の連携支援が適切に行われるための調整を行い、障害のある学生等の支援に関わる全学的な取組みを推進しています。

支援を希望する場合は、学生サポート係に申し出て下さい。必要に応じて、「合理的配慮申請書」を提出ください。

3 受験に対する支援

志願者が、障害の無い受験生と同じ環境や条件のもとに受験することができるように、一人ひとりの状況にあわせて、話し合いながら支援内容を決めていきます。

(1) オープンキャンパス及び事前相談に関する配慮

事前に志願者から相談を受けた場合は、学生サポート係が参加に必要な配慮について検討し、検討結果を志願者及び保護者へご連絡します。また、要望に応じて志願者との相談も行います。

(2) 入学試験前相談に関する配慮

出願受付開始日前の1か月前から1週間前までに、志願者から提出された「合理的配慮申請書」をもとに、受験上特別な措置を検討し、志願者及び保護者にご連絡します。必要に応じて、志願者及び保護者との相談も行います。

(3) 入学試験に関する配慮

障害の内容と程度に応じて、次のような特別措置を考慮します。

- ① 「大学入試センター試験における受験上の配慮」に準じます。
- ② 時間延長(読み書きに時間を要する受験生)
- ③ 別室受験・保健室受験(時間延長を必要とする受験生、体調が不安定な受験生)
- ④ 留意事項及び説明の文書伝達(聴覚等に障害のある受験生)
- ⑤ 情報支援機器の利用
- ⑥ 試験問題の拡大・点訳・解答用紙の拡大
- ⑦ 机や椅子への配慮(車いす利用者、視覚に障害のある学生、四肢に障害のある学生)
- ⑧ 試験会場への通路の確保(車いす利用者、下肢に障害のある学生)
- ⑨ 駐車場の確保
- ⑩ オンライン入試の実施(推薦入試のみ)
- ⑪ 手話通訳士の依頼
- ⑫ 介助者の配置

(4) 施設・設備に関する配慮

スロープ、手すり、エレベータ、障害者用トイレを設置しています。

4 学生生活に関する支援

学生が学生生活を送るうえで困難なことがあれば、学生サポート係が相談窓口として対応しています。障害の内容と程度に応じて、次のような学生生活の支援を行います。

- (1) 施設利用に関する支援
- (2) 学内外行事の座席配慮

5 修学支援

障害の内容と程度に応じて、次のような修学支援を配慮します。

- (1) 授業については、支援計画を関係教職員の間で情報共有
- (2) 個別の授業担当教員に「配慮依頼文書」を配付及び情報の共有
- (3) 履修及び事務手続きにおける配慮
- (4) 定期試験の配慮(時間延長・別室受験等)
- (5) 教室・座席の配慮
- (6) 教材の拡大

6 就職に関する支援

就職については、障害のある学生を対象にした合同面談会の情報等を提供し、企業訪問先などで人事担当者と同様面談する際に、障害者の受け入れ促進の依頼をします。

7 学内環境の整備

次のような学内整備を行っています。なお、入学者の障害の内容と程度において、その都度学内整備

も行っていきます。

- (1) スロープ、エレベータ、多目的トイレの設置
- (2) 障害に応じた利用機器の整備及び学習室の提供
- (3) 学内駐車場の確保

8 支援の範囲に含まれない事項

次の事項は支援の範囲に含まれません。

(1) 教育内容の緩和

- ① 教育の目的・内容、及び評価の本質的変更
- ② 試験やレポート課題の免除
- ③ 科目の合格基準の緩和、及び出席日数の緩和
- ④ 卒業認定基準や卒業要件の緩和

(2) 過重な負担を伴う支援

文部科学省『障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針』の過重な負担の基本的考え方に則し、財政面・体制面等で「過度な負担」がかかると判断されたものは支援の範囲に含めません。

- ① 事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- ② 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- ⑤ 財政・財務状況

(3) 大学教育及び事業に付属しない個別的な生活に関する支援

- ① 学外での生活支援及び介助(日常生活を含む)
- ② 排尿・食事の身体的介助(学内外問わず)
- ③ アルバイト・学外サークル・個人的な学習等、大学教育に付属しない支援及び介助
- ④ 登下校時の送り迎え(スクールバス使用時は除く)

9 不服申し立て

このガイドラインにしたがって行う支援方法等について、障害のある学生等、保証人、担当科目の教員及び職員において疑義や不服申し立てがある場合には、学生部協議会に申し立て、話し合いにより解決します。なお、窓口は学生サポート係とします。

10 問合せ先

高野山大学 学務課 学生サポート係

電話 0736-56-5208 E-mail : g-sup@koyasan-u.ac.jp

附 則

1 このガイドラインは、令和 5年 4月 1日から施行する。